

横浜市議会基本条例 用語解説

平成26年3月5日
横浜市会

前文

○横浜市会

明治22年(1889年)に、全国の市で初めての議会が開かれた時、すべての市が「市会」という呼称を使っていました。その後、昭和22年(1947年)に地方自治法が制定され、市の議会については「市議会」と呼ぶことになりましたが、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市は、それまでどおり「市会」という呼称を使用し、現在に至っています。

○市民

市民とは、横浜市内に住所を有する者(地方自治法上の住民)を意味します(日本国籍の有無を問いません。)

○議事機関

議事機関とは、予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいいます。憲法では、地方公共団体に議事機関として議会を設置すべきことが定められています。

※「予算」、「条例」参照

○執行機関(市長等)

執行機関とは、地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます(市長、行政委員会等(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員など))。

○二元代表制

二元代表制とは、市長と議会の議員を住民が直接選挙で選び、執行機関としての市長と、議事機関としての議会のそれぞれが住民の信任を基盤として、独立・対等の立場で相互にけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営を図る制度です。

※「執行機関」、「議事機関」参照

○市勢

市勢とは、市の人口・産業・財政・施設などの総合的な動勢を意味します。

前文及び第 1 条で「市政」ではなく、「市勢」という用語を用いているのは、より広い意味で、市の発展に寄与するという議会の決意を規定していることによるものです。

○条例

条例とは、地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法です。条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長だけでなく、議員と委員会にも与えられています。

※「委員会」参照

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

○合議制

合議制とは、複数的人员で組織され、その構成員の全会一致又は多数決で、その意思を決定する組織体（合議体）において、付議された案件につき審議、審査等を行う制度です（議会や行政委員会等）。

合議制に対置するのが、1 人をもって機関を構成する独任制です（都道府県知事、市町村長等）。

○監視及び評価

監視及び評価とは、議会が議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視し、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう求める議会の機能を意味します。

※「議決」、「調査」、「検査」、「執行機関」参照

○政策立案、提言及び決定（政策立案等）

政策立案、提言及び決定（政策立案等）とは、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、政策をとりまとめ、発信する議会の活動を意味します。

※「委員会」、「条例」、「決議」、「質疑」参照

第2章 議会及び議員（第3条・第4条）

○議決すべき事件（議決事件）

議決すべき事件（議決事件）とは、議会の議決対象となる事項をいいます。

具体的には、地方自治法第96条に規定されており、第1項では、（1）条例を設け又は改廃すること、（2）予算を定めること、（3）決算を認定することなど15項目が列挙されています。

また、第2項では、それら15項目のほか、条例で議決事件を定めることができるとされていますが、この規定に基づき、本条例第13条では、新たに（1）基本構想、（2）基本計画、（3）市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定、変更又は廃止を議決事件としています。

※「基本構想」、「基本計画」、「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等」参照

○議案等

議案とは、議会の議決を得るために、市長や委員会・議員が提出する案件をいいます（例：条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、意見書の提出）。「議案等」の「等」には、請願、陳情などが含まれます。

○審議

審議とは、本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程をいいます。

○審査

審査とは、委員会において、付託を受けた議案等を論議し一応の結論を出す過程をいいます。

○意見書

意見書とは、地方自治法第99条の規定に基づき、市の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめた文書で、国会又は国、県などの関係行政庁に対し提出するものです。意見書の案は、議員が提出し、本会議でその可否を決めます。

○決議

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決をいいます。横浜市会では、多くは、「〇〇に関する決議」の形式でなされています。

第3章 議会運営（第5条－第8条）

○会期

会期とは、議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことで、議決により決定します。

○委員会

委員会とは、本会議における審議の予備的審査や調査などを行うために設置される会議であり、常任委員会、特別委員会、市会運営委員会の3種類があります。

- ① 常任委員会：本会議から付託された議案の審査や、市の事務に関する調査などを行う委員会
- ② 特別委員会：特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会
- ③ 市会運営委員会：議会の運営方法についての調査、協議などを行う委員会

※「常任委員会」、「特別委員会」参照

○調査

調査とは、議会が当該地方公共団体の事務に関して行う調査（地方自治法第100条第1項）、委員会がその部門に属する当該地方公共団体の事務に関して行う調査（同法第109条第2項等）などをいいます。

なお、同法第100条第1項による調査の場合、特に必要があるときは、関係人の出頭・証言、記録の提出を要求することができます。

○会派

会派とは、政策立案等に資するため、市会の中で、その理念を共有する2人以上の議員が結成するグループをいいます。

※「政策立案等」参照

第4章 市民と議会（第9条－第11条）

○公聴会

公聴会とは、議会が重要な議案等について判断・決定する場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、本会議又は委員会において開催するものです。

○参考人制度

参考人制度とは、市の事務に関する調査・審査のため必要がある場合に、学識経験者等の出頭を求め、本会議又は委員会において意見を聴取する制度をいいます。

公聴会に比べて簡便な手続で意見を聴取することができます。

○会議等

会議等とは、本会議、委員会、全員協議会などの会議をいいます。

本会議は、議員全員で構成され、議案が提出された後、質疑、討論、採決などが行われ、市会の意思を決定する会議であり、年4回定期的に招集される定例会と、必要がある場合に招集される臨時会の各会期に開催されます。

委員会は、本会議で審議する案件の予備的審査や、市の事務に関する調

査などを行うために設置される会議で、定例会や臨時会の会期中だけでなく、閉会中にも開催されます。

全員協議会は、議会本来の本会議や委員会としてではなく、議案の審査、市政に関する重要な事件、市会内部の処理事項などについて、報告、協議するために議員全員で開催されるもので審議、議決は行いません。

※「委員会」、「常任委員会」、「特別委員会」、「審議」、「議決」参照

第5章 議会と市長等との関係（第12条－第16条）

○基本構想

基本構想とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいい、具体的には、平成18年6月に策定した現行の横浜市基本構想（長期ビジョン）の後継となる計画を指しています。

本条例施行後は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想の策定、変更又は廃止については議決事件となります。

※「議会の議決すべき事件（議決事件）」参照

○基本計画

基本計画とは、基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいい、具体的には、平成22年12月に策定した現行の中期4か年計画の後継となる計画を指しています。

本条例施行後は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本計画の策定、変更又は廃止については議決事件となります。

※「議会の議決すべき事件（議決事件）」「基本構想」参照

○市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等

市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等とは、各分野において3年以上の期間を持つ計画のうち、市政運営上特に重要なものをいいます。

本条例施行後は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、分野別の基本的な計画については常任委員会で議決対象とするべき

か判断し、議決すべきとした計画の策定、変更又は廃止については議決事件となります。

※「議会の議決すべき事件」、「常任委員会」参照

○姉妹都市、友好都市（姉妹友好都市）

姉妹友好都市とは、横浜市がスポーツ・文化・技術などを通して、目的や期間に特別な取決めをせず、包括的な交流を行っている都市のことであり、現在は、サンディエゴ市、リヨン市など8つの都市があります。

○議決

議決とは、議会で議案などに対し（可否）賛否を決定することです。意思決定の内容により、次のような種類があります。

可決（否決）：予算、条例、契約、意見書、決議など

認定（不認定）：決算

承認（不承認）：専決処分

同意（不同意）：人事案件

採択（不採択）：請願

異議のない旨回答：諮問

○検査

検査とは、地方自治法第98条第1項に基づき、議会が、市の事務に関する書類や計算書を検閲し、市長等の執行機関の報告を請求して、市の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することを意味します。

○質疑

質疑とは、議案等に関し、討論、表決の前に、疑問点をただすことを意味します。

なお、質疑に対し、広く市政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることは「一般質問」といいます。

第7章 議会の体制整備（第20条－第27条）

○区づくり推進横浜市議員会議

区づくり推進横浜市議員会議とは、個性ある区づくりの推進費等に係る予算の編成・執行や区の主要事業について協議するため、各区に設置されている会議です。

○常任委員会

常任委員会とは、本会議から付託された議案等の審査や、その部門に属する市の事務に関する調査等を行うため、常設する委員会です。

現在、横浜市会では下記の8つの常任委員会があり、議長を除く全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。（平成26年3月5日時点）

- ① 政策・総務・財政委員会
 - ② 市民・文化観光・消防委員会
 - ③ 経済・港湾委員会
 - ④ こども青少年・教育委員会
 - ⑤ 健康福祉・病院経営委員会
 - ⑥ 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
 - ⑦ 建築・都市整備・道路委員会
 - ⑧ 水道・交通委員会
- ※「委員会」参照

○特別委員会

特別委員会とは、特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。

現在、横浜市会では下記の6つの特別委員会があり、議長を除く全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。（平成26年3月5日時点）

また、通例、毎年第1回定例会、第3回定例会において、それぞれ、予算特別委員会、決算特別委員会が設置され、全議員が所属して予算、決算等の審査を行っています。

- ① 大都市行財政制度特別委員会

- ② 基地対策特別委員会
 - ③ 新市庁舎に関する調査特別委員会
 - ④ 減災対策推進特別委員会
 - ⑤ 孤立を防ぐ地域づくり特別委員会
 - ⑥ 観光・創造都市・国際戦略特別委員会
- ※「委員会」参照

○学識経験者等の活用

学識経験者等の活用とは、地方自治法第100条の2に基づき、議案の審査及び市の事務に関する調査のために、専門的な知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることを意味します。

○議員連盟

議員連盟とは、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的として、これに賛同する議員により構成される団体を指します。

○議員派遣

議員派遣とは、地方自治法第100条第13項に基づき、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときに議員を派遣することを意味します。

○議会局

議会局とは、地方自治法第138条及び「横浜市議会局設置条例」に基づき、市会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助するために設置されている組織です。

○議会図書室

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項で附置が義務付けられているものです。政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所でもあります。

第8章 政治倫理等（第28条－第31条）

○議員定数

議員定数とは、地方自治法第91条第1項により、条例で定めることとされている議員の定数を意味し、横浜市会では、「横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」において、86人と定められています。

○議員報酬

議員報酬とは、地方公共団体の議会の議員の職務遂行に対する反対給付をいい、横浜市会では、「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」において、その額及び支給方法が定められています。

○政務活動費

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として会派又は議員に交付される費用をいい、横浜市会では、「横浜市会政務活動費の交付に関する条例」において、交付額、充当経費の範囲などが定められています。

用語の索引

あ行

委員会	P 4
意見書	P 4

か行

会期	P 4
会派	P 5
会議等	P 5
学識経験者等の活用	P 9
監視及び評価	P 2
議案等	P 3
議員定数	P 10
議員派遣	P 9
議員報酬	P 10
議員連盟	P 9
議会局	P 9
議会図書室	P 9
議決	P 7
議決すべき事件(議決事件)	P 3
議事機関	P 1
基本計画	P 6
基本構想	P 6
区づくり推進横浜市会議員会議	P 8
決議	P 4
検査	P 7
合議制	P 2
公聴会	P 5

さ行

参考人制度	P 5
市勢	P 2
市政の各分野における政策 及び施策の基本的な方向 を定める計画、指針等	P 6
質疑	P 7
執行機関(市長等)	P 1
姉妹都市、友好都市(姉妹 友好都市)	P 7
市民	P 1
常任委員会	P 8
条例	P 2
審議	P 3
審査	P 4
政策立案、提言及び決定 (政策立案等)	P 3
政務活動費	P 10

た行

調査	P 5
特別委員会	P 8

な行

二元代表制	P 1
-------	-----

や行

横浜市会	P 1
------	-----